

最高人民法院による民事訴訟証拠に関する若干の規定

人民法院による事件事実の正確な認定、民事事件への公正、適時な審理を保障し、当事者の法による訴訟権利の行使を保障かつ円滑化するために、「中華人民共和國民事訴訟法」（以下、「民事訴訟法」という）などの関係法律の規定により、民事裁判の経験及び現状を踏まえて、本規定を制定する。

一、当事者による挙証

第一条 原告が人民法院に提訴し又は被告が反訴を提起する場合は、起訴条件を満たす相応の証拠資料を添えなければならない。

第二条 当事者は、自身の提出した訴訟上の請求の根拠となる事実、又は相手方の訴訟上の請求に反駁する根拠となる事実について、証拠を提出して証明する責任がある。

当事者の事実主張を証明する証拠がないか又は不十分な場合、挙証責任を負う当事者は不利な結果を負担する。

第三条 人民法院は、当事者が合理的な期間内に挙証を積極的、全面的、正確かつ誠実に完成させるよう促すために、挙証の要求及び法的結果を当事者に説明しなければならない。

当事者は客観的な事由により自ら収集できない証拠について、人民法院に対して調査・収集を申し立てることができる。

第四条 次に掲げる侵害訴訟においては、以下の規定により挙証責任を負う。

(一) 新製品の製造方法に係る発明専利による専利侵害訴訟においては、同一製品を製造した単位又は個人が、その製品の製造方法が専利方法と異なることについて挙証責任を負う。

(二) 危険度の高い作業による人身損害の侵害訴訟においては、加害者が、被害者が故意に損害をもたらした事実について挙証責任を負う。

(三) 環境汚染による損害賠償訴訟においては、加害者が、法律に規定された免責事由及びその行為と損害結果との間に因果関係が存在しないことについて挙証責任を負う。

(四) 建築物又はその他の施設、及び建築物上の置物、懸垂物などの倒壊・脱落・落下等による人身損害の侵害訴訟においては、所有者又は管理者が、無過失であることについて挙証責任を負う。

(五) 動物の飼育による人身損害の侵害訴訟においては、動物の飼育者又は管理者が、被害者又は第三者に過失があったことについて挙証責任を負う。

(六) 製品の欠陥による人身損害の侵害訴訟においては、製品の生産者が、法律に規定された免責事由について挙証責任を負う。

(七) 共同の危険行為による人身損害の侵害訴訟においては、危険行為を実施した者が、

その行為と損害結果との間に因果関係が存在しないことについて挙証責任を負う。

(八) 医療行為による侵害訴訟においては、医療機関が、医療行為と損害結果との間に因果関係が存在しないこと、及び医療過失が存在しないことについて挙証責任を負う。

関係法律において侵害訴訟の挙証責任に関する特別な規定がある場合、その規定に従う。

第五条 契約の紛争事件において、契約関係の成立及び発効を主張する一方当事者が、契約の締結及び発効の事実について挙証責任を負う。契約関係の変更、解除、終了及び取消を主張する一方当事者が、契約関係の変動をもたらした事実について挙証責任を負う。

契約が履行されたか否かについて争議が生じた場合、履行義務を負う当事者が挙証責任を負う。

代理権について争議が生じた場合、代理権を有することを主張する一方当事者が挙証責任を負う。

第六条 労働争議の紛争事件において、使用者による除籍、除名、解雇、労働契約解除、労働報酬減少、労働者の勤続年数の計算等の決定により労働争議が生じた場合、使用者が挙証責任を負う。

第七条 法律に具体的な規定がなく、本規定及びその他の司法解釈によって挙証責任の所在を確定できない場合、人民法院は、公平の原則及び誠実信用の原則に基づき、当事者の挙証能力などの要素を総合して挙証責任の所在を確定することができる。

第八条 訴訟過程において、一方当事者が他方当事者の陳述した事件事実について明確に認めた場合、他方当事者は挙証する必要がない。但し、身分関係に係る事件は、この限りではない。

一方当事者の陳述した事実について、他方当事者が肯定も否定もせず、裁判官から十分に説明、尋問された後にも、依然として認否を明確にしなかった場合、当該事実を認めたとみなされる。

当事者が代理人に訴訟への参加を委託した場合、代理人の肯定は当事者の肯定とみなされる。但し、特別授權を受けていない代理人による事実の肯定が相手方の訴訟上の請求への肯定を直接もたらさず場合は、この限りではない。当事者が立ち会っていないながらその代理人による肯定に否定を示さなかった場合は、当事者の肯定とみなされる。

当事者が法廷での弁論終結前に肯定を取下げかつ相手方当事者の同意を得ており、又はその肯定行為が脅迫され若しくは重大な誤解があった状況下で下されたものであってかつ事実と合致しないことを証明する十分な証拠を有する場合、相手方当事者の挙証責任を免除することができない。

第九条 次に掲げる事実について、当事者は挙証して証明する必要がない。

- (一) 周知の事実。
- (二) 自然法則及び定理。
- (三) 法律規定又は既知の事実及び日常生活の経験法則に基づき推定できる別の事実。

(四) 人民法院の法的効力が発生した裁判により確認された事実。

(五) 仲裁機構の発効した裁決により確認された事実。

(六) 有効な公証文書により証明された事実。

前項(一)、(三)、(四)、(五)、(六)号について、当事者がそれを覆すのに足りる反証のある場合は、この限りではない。

第十条 当事者は、人民法院に証拠を提出する場合、原本又は原物を提出しなければならない。自ら原本・原物を保存する必要がある、又は原本・原物の提出が確かに困難な場合、人民法院によって相違がないと確認された複製物や複製品を提出してもよい。

第十一条 当事者が人民法院に提出する証拠は中華人民共和国域外で形成されたものである場合、当該証拠は、所在国の公認機関による証明を経て、かつ当該国における中華人民共和国大使館・領事館の認証を得て、又は中華人民共和国と当該所在国との間に締結された関係条約に定めた証明手続きを履行しなければならない。

当事者が人民法院に提出する証拠は、香港、マカオ、台湾地区で形成されたものである場合、関連証明手続きを履行しなければならない。

第十二条 当事者が人民法院に外国語の書証又は外国語の説明資料を提出する場合は、中国語の訳文を添えなければならない。

第十三条 当事者双方間で争議がないが、国の利益、社会公共の利益又は他人の合法的権益に関わる事実について、人民法院は、当事者に対して関連証拠の提出を命じることができる。

第十四条 当事者は、提出された証拠資料を逐一分類して番号を付け、証拠材料の出所、証明対象及び内容を簡単に説明し、署名・捺印し、提出日付を明記し、かつ相手方当事者の人数分の副本を提出しなければならない。

人民法院は、当事者が提出した証拠資料を受領した場合、受領書を発行し、証拠の名称、部数、頁数及び受領した時間を明記し、取扱者が署名又は捺印しなければならない。

二、人民法院による証拠の調査・収集

第十五条 「民事訴訟法」第六十四条に規定する「人民法院が事件の審理に必要であると認める証拠」とは、次に掲げる場合を指す。

(一) 国の利益、社会公共の利益又は他人の合法的権益を損なう虞がある事実に係る。

(二) 職権による当事者の追加、訴訟の中止、訴訟の終結、忌避など実体争議と無関係な手続的事項に係る。

第十六条 本規定第十五条に規定する場合を除き、人民法院は、証拠を調査・収集する場合、当事者の申立により行わなければならない。

第十七条 次に掲げるいずれかの条件を満たす場合、当事者及びその訴訟代理人は、人民法院に証拠の調査・収集を申し立てることができる。

(一) 調査・収集が申し立てられる証拠は、国の関係部門に保管されており、かつ人民法院が職権により取り寄せなければならないファイル資料。

(二) 国家機密、営業秘密、プライバシーに関わる資料。

(三) 当事者及びその訴訟代理人が確かに客観的な事由により自ら収集できないその他の資料。

第十八条 当事者及びその訴訟代理人は、人民法院に証拠の調査・収集を申し立てる場合、書面による申立を提出しなければならない。申立書には、被調査人の氏名又は单位名称、住所などの基本的状況、調査・収集される証拠の内容、人民法院による証拠の調査・収集が必要とされる事由及びその証明しようとする事実を明記しなければならない。

第十九条 当事者及びその訴訟代理人は、人民法院に証拠の調査・収集を申し立てる場合、挙証期間満了の7日前までに行わなければならない。

人民法院は、当事者及びその訴訟代理人の申立を却下した場合、当事者又はその訴訟代理人に通知書を送達しなければならない。当事者又はその訴訟代理人は、通知書を受領した日の翌日から起算して3日以内に、申立を受理した人民法院に再審を1回申し立てることができる。人民法院は、再審申立を受領した日から5日以内に返答しなければならない。

第二十条 調査官が調査・収集する書証は、原本でもよければ、相違がないと確認された副本又は複製物でもよい。副本又は複製物である場合は、調査記録に出所及び証拠取得状況を記載しなければならない。

第二十一条 調査官が調査・収集する物証は、原物でなければならない。被調査人は、原物の提出が確かに困難な場合、複製品又は写真を提出してもよい。複製品又は写真を提出する場合、調査記録に証拠取得状況を記載しなければならない。

第二十二条 調査官は、コンピューターデータや録音、録画などの視聴覚資料を調査・収集する場合、被調査人に対して関連資料のオリジナルの提出を求めなければならない。オリジナルの提出が確かに困難な場合は、複製物を提出してもよい。複製物を提出する場合、調査官は調査記録にその出所及び作成の経緯を記載しなければならない。

第二十三条 当事者は、「民事訴訟法」第七十四条の規定により人民法院に証拠保全を申し立てる場合、挙証期間満了の7日前までに行わなければならない。

当事者が証拠保全を申し立てる場合、人民法院は、当事者に相応の担保の提供を求めることができる。

法律、司法解释において訴訟前の証拠保全を規定している場合、その規定に従う。

第二十四条 人民法院は証拠保全にあたり、具体的な状況に応じて、封印、差押え、写真撮影、録音、録画、複製、鑑定、現場検証、記録作成などの方法を講じることができる。

人民法院は証拠保全にあたり、当事者又は訴訟代理人の立ち会いを求めることができる。

第二十五条 当事者は鑑定の申立にあたり、挙証期間内に提出しなければならない。本規定第二十七条に規定する状況に該当し、当事者が再鑑定を申請する場合は、この限りではない。

鑑定の必要がある事項について挙証責任を負う当事者は、人民法院の指定した期間内に正当な理由なく、鑑定申立を提出せず、又は鑑定費用を前納せず、又は関連資料の提出を拒否したことで、事件の係争事実が鑑定結論によって認定できなかった場合、当該事実について挙証不能の法的結果を負担しなければならない。

第二十六条 当事者の鑑定申立について人民法院の同意を得た後、当事者双方が協議の上、鑑定資格を有する鑑定機関、鑑定人を決定する。協議が成立しない場合、人民法院が指定する。

第二十七条 当事者は、人民法院が委託した鑑定部門により出された鑑定結論について異議があり、再鑑定を申し立て、次に掲げるいずれかの状況があると証明する証拠を提出した場合、人民法院はこれを許可しなければならない。

- (一) 鑑定機関又は鑑定人が関連の鑑定資格を有しない場合。
- (二) 鑑定手続きが著しく法律に違反している場合。
- (三) 鑑定結論の根拠が明らかに不足している場合。
- (四) 証拠質疑を経て証拠として使用してはならないと認定されたその他の状況。

欠陥のある鑑定結論について、補充鑑定、再証拠質疑又は補充証拠質疑などの方法により解決できる場合は、再鑑定を行わない。

第二十八条 一方当事者が自ら関係部門に委託して出された鑑定結論について、他方当事者は反駁するのに足りる証拠があり、かつ再鑑定を申し立てた場合、人民法院はこれを許可しなければならない。

第二十九条 裁判官は、鑑定人が提出した鑑定書について、次に掲げる内容を有するか否かを審査しなければならない。

- (一) 委託人の氏名又は名称、鑑定委託の内容。
- (二) 鑑定委託の資料。
- (三) 鑑定の根拠及び使用される科学技術的手段。
- (四) 鑑定過程に対する説明。
- (五) 明確な鑑定結論。
- (六) 鑑定人の鑑定資格に対する説明。
- (七) 鑑定人及び鑑定機構の署名捺印。

第三十条 人民法院は物証又は現場の検証にあたり、記録を作成し、検証の時間、場所、検証人、立会人、検証の経緯・結果を記録し、検証人、立会人による署名又は捺印を受けなければならない。作成された現場見取図について、作成の時間、方位、作成者の氏名、身分などの内容を明記しなければならない。

第三十一条 関連単位が作成した、事件事実に関連する書類、資料を抜粋する場合は、出所を明記し、かつ作成単位又は保管単位の捺印を受けなければならない。抜粋人及び他の調査官が抜粋文書に署名又は捺印しなければならない。

抜粋文書、資料について、内容の相応の完全性を維持しなければならない。断章取義（自説に都合の良い箇所だけを意図的に抜き出して引用すること）をしてはならない。

三、挙証期間及び証拠交換

第三十二条 被告は、答弁期間満了前に書面にて答弁を提出し、原告の訴訟上の請求並びにその根拠となる事実及び理由について意見を述べなければならない。

第三十三条 人民法院は、事件受理通知書及び応訴通知書を送達すると同時に、当事者に挙証通知書を送達しなければならない。挙証通知書には、挙証責任の配分原則と要求、人民法院に調査・証拠取得を申し立てることができる状況、人民法院が事件の状況に応じて指定した挙証期間及び期間が満了した後に証拠を提出する場合の法的結果を明記しなければならない。

挙証期間は、当事者の協議により合意し、かつ人民法院の認可を受けることができる。

人民法院が挙証期間を指定する場合、指定される期間は、30 日を下回ってはならず、当事者が事件受理通知書及び応訴通知書を受領した日の翌日から起算する。

第三十四条 当事者は、挙証期間内に、人民法院に証拠資料を提出しなければならない。当事者が挙証期間内に提出しなかった場合は、挙証権利を放棄したものとみなされる。

当事者が期間の満了した後に提出した証拠資料について、人民法院は、審理の際に証拠質疑を組織しない。但し、相手方当事者が証拠質疑に同意した場合を除く。

当事者は、訴訟上の請求を追加、変更し又は反訴を提起する場合、挙証期間満了前に提出しなければならない。

第三十五条 訴訟過程において、当事者が主張している法律関係の性質又は民事行為の効力は人民法院が事件事実に基づいて行った認定と一致しない場合、本規定第三十四条に規定する制限を受けず、人民法院は、訴訟上の請求を変更することができることを当事者に告知しなければならない。

当事者が訴訟上の請求を変更する場合、人民法院は、挙証期間を新たに指定しなければならない。

第三十六条 当事者は、挙証期間内における証拠資料の提出が確かに困難な場合、挙証

期間内に、人民法院に対して挙証の延期を申し立てなければならない。人民法院の許可を得て、挙証期間を適宜延長することができる。当事者は、延長された挙証期間内における証拠資料の提出がなお困難な場合、延期の申立を再度提出することができるが、許可するか否かは人民法院が決める。

第三十七条 当事者の申立により、人民法院は、当事者の開廷審理前の証拠交換を組織することができる。

人民法院は、証拠が多いか又は複雑で難解な事件について、当事者の答弁期間満了後、開廷審理前の証拠交換を組織しなければならない。

第三十八条 証拠交換の時間は、当事者の協議により合意し、かつ人民法院の認可を受けてもよければ、人民法院が指定してもよい。

人民法院が当事者の証拠交換を組織する場合、証拠交換の日は挙証期間満了の日とする。当事者が挙証期間の延期を申し立てかつ人民法院の許可を得た場合、証拠交換日はそれに応じて順延する。

第三十九条 証拠交換は、裁判官の主宰の下で行われなければならない。

証拠交換過程において、裁判官は、当事者から異議が申し立てられなかった事実、証拠について記録に編綴しなければならない。異議の申立を受けた証拠について、証明の必要がある事実に応じて分類して記録に編綴し、かつ異議申立の理由を記載しなければならない。証拠交換により、当事者双方の争議の主要問題を確定する。

第四十条 当事者が相手方の交換した証拠を受領した後、反駁を提出しかつ新たな証拠を提出する場合、人民法院は、指定した時間で交換するよう当事者に通知しなければならない。

証拠交換は、一般的に2回を超えない。但し、重大、難解や事件内容が特に複雑な事件について、人民法院が再度証拠交換の必要が確かであると認めた場合、この限りではない。

第四十一条 「民事訴訟法」第二百五条第一項に規定する「新たな証拠」とは、次に掲げる状況を指す。

(一) 第一審手続きにおける新たな証拠は次のものを含む。当事者が第一審の挙証期間満了後に新たに発見した証拠、当事者が確かに客観的な事由により挙証期間内に提出できず、人民法院の許可を得て、延長された期間内になお提出できない証拠。

(二) 第二審手続きにおける新たな証拠は次のものを含む。第一審の在廷審理終了後に新たに発見した証拠、当事者が第一審の挙証期間満了前に人民法院に調査・証拠取得を申し立てたが許可を得ず、第二審法院が審査を経て許可すべきと認めかつ当事者の申立により取り寄せた証拠。

第四十二条 当事者は、第一審手続きにおいて新たな証拠を提出する場合、第一審の開廷前又は開廷審理の際に提出しなければならない。

当事者は、第二審手続きにおいて新たな証拠を提出する場合、第二審の開廷前又は開廷審理の際に提出しなければならない。第二審にあつては開廷審理の必要がない場合、人民法院の指定した期間内に提出しなければならない。

第四十三条 挙証期間満了後に当事者により提出された証拠が新たな証拠ではない場合、人民法院はこれを採用しない。

当事者が挙証の延期について人民法院の許可を得たが、客観的な事由により許可された期間内に提出できず、かつ当該証拠を審理しなければ裁判が明らかに不公平なものになる虞のある場合、その提出される証拠を新たな証拠とみなすことができる。

第四十四条 「民事訴訟法」第七十九条第一項第（一）号に規定する「新たな証拠」とは、原審の在廷審理終結後に新たに発見した証拠を指す。

当事者は、再審手続きにおいて新たな証拠を提出する場合、再審を申し立てる際に提出しなければならない。

第四十五条 一方当事者が新たな証拠を提出した場合、人民法院は、相手方当事者に対して合理的な期間内に意見を述べ又は挙証するよう通知しなければならない。

第四十六条 当事者の原因により指定期間内に挙証できなかったことで、第二審又は再審期間において新たな証拠が提出され、人民法院が事件を差し戻し又は判決を変えた場合、原審裁判は誤りのあった裁判事件に該当しない。一方当事者が新たな証拠を提出した他方当事者に対して、これにより増加した出張、休業、証人の出廷・証言、訴訟などの合理的な費用及びこれにより拡大した直接損失の負担を請求する場合、人民法院はこれを支持しなければならない。

四、証拠質疑

第四十七条 証拠は、法廷において提示され、当事者の質疑を受けなければならない。質疑を受けていない証拠は、事件事実を認定する根拠としてはならない。

当事者が証拠交換過程において認めかつ記録に編綴された証拠は、裁判官が在廷審理中に説明した後、事件事実を認定する根拠とすることができる。

第四十八条 国家機密、営業秘密及びプライバシーに関わるか、又は法律に規定されたその他の守秘すべき証拠は、開廷時に公開して質疑してはならない。

第四十九条 書証、物証、視聴覚資料について証拠質疑を行うにあたって、当事者は、証拠の原本又は原物の提示を求める権利がある。但し、次に掲げるいずれかの状況に該当する場合は、この限りではない。

（一）原本又は原物の提示が確かに困難で、かつ人民法院が複製物又は複製品の提示を許可した場合。

(二) 原本又は原物が既に存在していないが、複製物や複製品が原本又は原物と一致することを証明する証拠がある場合。

第五十条 証拠質疑にあたり、当事者は証拠の真実性、関連性、合法性をめぐり、証拠の証明力の有無及び証明力の程度について、質疑・説明及び弁論を行わなければならない。

第五十一条 証拠質疑は、次に掲げる順序で行う。

(一) 原告が証拠を提示し、被告及び第三者が原告に証拠質疑を行う。

(二) 被告が証拠を提示し、原告及び第三者が被告に証拠質疑を行う。

(三) 第三者が証拠を提示し、原告及び被告が第三者に証拠質疑を行う。

人民法院が当事者の申立により調査・収集した証拠は、申立をした一方当事者が提出した証拠とする。

人民法院が職権により調査・収集した証拠は、在廷審理の際に提示し、当事者の意見を聴取しなければならないが、かつ当該証拠の調査・収集状況を説明することができる。

第五十二条 事件には2つ以上の独立した訴訟上の請求がある場合、当事者は、証拠を逐一提示して質疑することができる。

第五十三条 意思を正確に伝達できない者は、証人となることができない。

証明されるべき事実がその年齢、知力又は精神的健康状態に適合する民事行為無能力者及び制限民事行為能力者は、証人となることができる。

第五十四条 当事者は、証人の出廷・証言を申し立てる場合、挙証期間満了の10日前に提出し、かつ人民法院の許可を得なければならない。

人民法院は、当事者の申立を許可した場合、開廷審理前に証人に、出廷・証言するよう通知し、かつ真実を証言すべきこと及び偽証した場合の法的結果を証人に告知しなければならない。

証人が出廷・証言のために支出した合理的費用は、証人を提供する当事者が先払いし、敗訴当事者が負担する。

第五十五条 証人は、出廷・証言し、当事者の尋問を受けなければならない。

証人は、人民法院が当事者双方の証拠交換を組織した際に出席して証言を陳述した場合、出廷・証言したとみなすことができる。

第五十六条 「民事訴訟法」第七十条に規定する「証人は確かに困難があつて出廷できない」とは、次に掲げる状況を指す。

(一) 高齢者で病弱、又は行動不便で出廷できない場合。

(二) 特別な仕事に従事し、職場から離れられない場合。

(三) 距離が極めて遠く、交通不便で出廷できない場合。

(四) 自然災害などの不可抗力により出廷できない場合。

(五) その他の出廷できない特殊な状況。

前項に掲げる状況においては、人民法院の許可を得て、証人は書面証言若しくは視聴覚資料の提出又は双方向視聴覚伝送技術の手段を通じて証言することができる。

第五十七条 出廷・証言する証人は、感知した事実を客観的に陳述しなければならない。証人が聴覚障害者である場合、その他の伝達方式で証言することができる。

証人は、証言にあたり、推測、推断又は評論的な言葉を使用してはならない。

第五十八条 裁判官及び当事者は、証人を尋問することができる。証人は法廷審理を傍聴してはならない。証人を尋問する際に、他の証人は立ち会ってはならない。人民法院は、必要と認めた場合、証人に対質させることができる。

第五十九条 鑑定人は、出廷して当事者の尋問を受けなければならない。

鑑定人は、確かに特殊な事由により出廷できない場合、人民法院の許可を得て、書面にて当事者の尋問を返答することができる。

第六十条 法廷の許可を得た場合、当事者は、証人、鑑定人、検証人を尋問することができる。

証人、鑑定人、検証人を尋問するにあたっては、脅迫的、侮辱的又は証人を不当に誘引する言葉や方法を使用してはならない。

第六十一条 当事者は、人民法院に対して、1～2名の専門知識を有する者が出廷して事件の専門的問題について説明するよう申し立てることができる。人民法院がその申立を許可した場合、関連費用は、申立をした当事者が負担する。

裁判官及び当事者は、出廷した専門知識を有する者を尋問することができる。

人民法院の許可を得た場合、当事者がそれぞれ申し立てた専門知識を有する者は、事件における問題について対質することができる。

専門知識を有する者は、鑑定人を尋問することができる。

第六十二条 法廷は、当事者の証拠質疑状況を調書に記録し、かつ当事者が確認した後、署名又は捺印しなければならない。

五、証拠の審査認定

第六十三条 人民法院は、証拠により証明できる事件事実を根拠とし、法により裁判しなければならない。

第六十四条 裁判官は、法定手続きに従って証拠を全面的かつ客観的に審査し、法律の規定を踏まえ、裁判官の職業道徳に従い、論理的推理と日常生活の経験を活用して、証拠の証明力の有無及び証明力の程度について独自の判断を行い、かつ判断の理由及び結果を

公開しなければならない。

第六十五条 裁判官は、単一証拠について次の面から審査・認定することができる。

- (一) 証拠が原本・原物であるか否か、複製物・複製品が原本・原物に合致するか否か。
- (二) 証拠が本件の事実に関連しているか否か。
- (三) 証拠の形式、出所が法律の規定に合致するか否か。
- (四) 証拠の内容が真実であるか否か。
- (五) 証人又は証拠を提供する者が、当事者と利害関係を有するか否か。

第六十六条 裁判官は、事件の全ての証拠について、各証拠と事件事実との関連性、各証拠間の関係などから総合的に審査・判断しなければならない。

第六十七条 訴訟において当事者が調停合意又は和解に達するために行った妥協に係る事件事実に対する認可は、その後の訴訟においてそれに不利な証拠としてはならない。

第六十八条 他人の合法的権益を侵害し又は法律の禁止規定に違反する方法で取得した証拠は、事件事実を認定する証拠としてはならない。

第六十九条 次に掲げる証拠は、単独で事件事実を認定する根拠としてはならない。

- (一) 未成年によるその年齢及び知力に相応しくない証言。
- (二) 一方当事者又はその代理人と利害関係を有する証人による証言。
- (三) 疑問点のある視聴覚資料。
- (四) 原本・原物と照合できない複製物・複製品。
- (五) 正当な理由なく出廷・証言していない証人による証言。

第七十条 一方当事者が提出した次に掲げる証拠について、相手方当事者が異議を申し立てたが反駁するのに足りる証拠がない場合、人民法院は、その証明力を確認しなければならない。

- (一) 書証原本又は書証原本と照合し相違のない複写、写真、副本、抄本。
- (二) 物証原物又は物証原物と照合し相違のない複製物、写真、録画資料など。
- (三) その他の証拠で佐証でき、かつ合法的な手段で取得した、疑問点のない視聴覚資料又は視聴覚資料と照合し相違のない複製物。
- (四) 一方当事者が人民法院に対して法定手続きに従って作成するよう申し立てた物証又は現場に対する検証記録。

第七十一条 人民法院が委託した鑑定部門により出された鑑定結果について、当事者が反駁するのに足りる反証及び理由がない場合、その証明力を認定することができる。

第七十二条 一方当事者が提出した証拠について、他方当事者がそれを認め、又は提出した反証が反駁するのに足りない場合、人民法院は、その証明力を確認することができる。

一方当事者が提出した証拠について、他方当事者が異議を申し立てかつ反駁証拠を提出し、相手方当事者が反駁証拠を認めた場合、反駁証拠の証明力を確認することができる。

第七十三条 当事者双方とも、同一事実についてそれぞれ相反する証拠を提出したが、相手方の証拠を否定するのに十分な証拠がない場合、人民法院は、事件の状況を踏まえて、一方の提出した証拠の証明力が他方の提出した証拠の証明力より明らかに高いか否かを判断し、かつ証明力の高い証拠を確認しなければならない。

証拠の証明力を判断できないことにより、係争事実の認定が困難な場合、人民法院は、挙証責任の配分規則により判断しなければならない。

第七十四条 訴訟過程において、当事者が起訴状、答弁状、陳述及びその代理人の代理意見で肯定した自己に不利な事実及び認めた証拠について、人民法院はこれを確認しなければならない。但し、当事者が前言を覆し、かつ覆すのに十分な反証がある場合は、この限りではない。

第七十五条 一方当事者が証拠を保有しているにも関わらず正当な理由なく提出を拒否したことを証明する証拠があり、相手方当事者は当該証拠の内容が証拠保有者にとって不利であることを主張した場合、当該主張の成立を推定することができる。

第七十六条 当事者が自身の主張について、本人の陳述しかなく、その他の関連証拠を提出できない場合、その主張を支持しない。但し、相手方当事者が認めた場合を除く。

第七十七条 人民法院は、同一の事実に対する複数の証拠の証明力について、次に掲げる原則により認定することができる。

(一) 国家機関、社会团体が職権により作成した公文書の証明力は一般的に、その他の書証より高い。

(二) 物証、保存資料、鑑定結論、検証記録又は公証、登記を受けた書証の証明力は一般的に、その他の書証、視聴覚資料及び証人の証言より高い。

(三) 原始証拠の証明力は一般的に、伝来証拠より高い。

(四) 直接証拠の証明力は一般的に、間接証拠より高い。

(五) 証人が提供した、自身と親族又はその他の密接な関係を有する当事者に有利な証言の証明力は一般的に、その他の証人の証言より低い。

第七十八条 人民法院は、証人の証言の認定にあたり、証人の知力、品格、知識、経験、法意識及び専門的スキルなどの総合的な分析によって判断することができる。

第七十九条 人民法院は、裁判文書において、証拠を採用するか又はしない旨の理由を述べなければならない。

当事者に争議がない証拠について、採用するか又はしない旨の理由は、裁判文書に記載しなくてもよい。

六、その他

第八十条 証人、鑑定人、検証人の合法的權益について、法により保護する。

当事者又はその他の訴訟参加者は、証拠を偽造、毀滅し、嘘の証拠を提出し、証人による証言を妨害し、他人を指図し、買収し、若しくは脅迫して偽証させ、又は証人、鑑定人、検証人を攻撃・報復した場合、「民事訴訟法」第二百二条の規定により処分する。

第八十一条 人民法院が簡易手続を適用して事件を審理する場合は、本解釈における第三十二条、第三十三条第三項及び第七十九条に定めた制限を受けない。

第八十二条 本法院による以前の司法解釈が本規定に合致しない場合は、本規定を優先する。

第八十三条 本規定は2002年4月1日より施行する。2002年4月1日時点でまだ結審されていない第一審、第二審及び再審民事事件には、本規定を適用しない。

本規定の施行前に審理が既に終結した民事事件について、当事者が本規定違反を理由に再審を申し立てた場合、人民法院はこれを支持しない。

本規定の施行後に受理された再審民事事件について、人民法院が「民事訴訟法」第一百八十六条の規定により審理する場合は、本規定を適用する。

出所：

2010年4月27日付け中華人民共和国最高人民法院ウェブサイトを基にJETRO北京事務所
で日本語仮訳を作成

<http://www.court.gov.cn/fuwu-xiangqing-827.html>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。